【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第27期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	キッズウェル・バイオ株式会社
【英訳名】	Kidswell Bio Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　紅林　伸也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号
【電話番号】	03-6222-9547（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営戦略本部　副本部長　　大須賀　奈緒
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目８番３号
【電話番号】	03-6222-9547（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営戦略本部　副本部長　　大須賀　奈緒
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 中間連結会計期間	第27期 中間連結会計期間	第26期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	（千円）	3,276,217	2,475,235	6,589,923
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	76,667	463,257	△374,914
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	60,583	593,868	△413,994
中間包括利益又は包括利益	（千円）	90,464	504,219	△452,175
純資産額	（千円）	2,186,181	2,279,106	1,653,916
総資産額	（千円）	5,815,129	6,422,528	6,088,396
１株当たり中間純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	1.26	11.88	△8.48
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	1.23	11.70	-
自己資本比率	（%）	36.7	34.9	26.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,447,555	△22,429	△1,096,139
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	5,000	305,165	△12,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△17,675	△149,974	1,397,941
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,541,503	3,441,643	3,294,916

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．第26期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、バイオシミラー事業から得られる事業収益及び同事業の拡大に伴う製造運転資金の需要とのバランスを勘案しながら、バイオシミラー事業と細胞治療事業（再生医療）の事業価値最大化に向けた研究開発投資を進めております。また、そのような方針の下、当中間連結会計期間においては、中間純利益を計上しております。

一方で、2025年３月期を除き、2026年３月期及び2024年３月期以前の各期において当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上する状況が続いておりました。加えて、今後も、両事業の事業価値最大化に向けた研究開発投資を積極的に進めていく方針であり、その投資規模や開発進捗によっては、資金需要が増加する可能性があることから、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

もっとも、バイオシミラー事業の拡大に伴う製造運転資金や両事業の研究活動資金の需要に対しては、バイオシミラー事業から生み出されるキャッシュ・フローで対応することに加え、必要に応じて金融機関からの借入等を実施し、事業継続に必要な資金を確保する方針としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在しないと判断しております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

① 資産

当中間連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末比5.5%増の6,422,528千円となりました。これは主に、バイオシミラー原薬等の製造、及びパートナー製薬企業への納品が順調に進んだ結果、前渡金が273,329千円増加、仕掛品が196,938千円増加、売掛金が187,027千円増加したことによるものであります。

② 負債

当中間連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末比6.6%減の4,143,422千円となりました。これは主に、買掛金が319,694千円増加したものの、未払金が272,720千円減少、転換社債型新株予約権付社債が125,000千円減少したことによるものであります。

③ 純資産

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末比37.8%増の2,279,106千円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の転換完了により125,000千円増加、及びバイオシミラー事業の業績寄与による親会社株主に帰属する中間純利益を593,868千円計上したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社グループは、バイオシミラーの開発及び開発品上市後の原薬・製剤（以下、「バイオシミラー原薬等」）の供給を行う「バイオシミラー事業」、並びに主に当社100%子会社の株式会社S-Quatre（エスカトル）（以下、「S-Quatre」）が研究開発を進める「細胞治療事業（再生医療）」の２つの事業に取り組んでおります。細胞治療事業では、乳歯由来歯髄幹細胞SHED（Stem cells from Human Exfoliated Deciduous teeth）を独自の培養技術により製造する「SQ-SHED」を活用し、細胞治療製品（再生医療等製品）の実用化を目指しております。

当中間連結会計期間における当社グループの連結業績につきましては、バイオシミラー事業において、当第１四半期に引き続き、パートナー製薬企業等と調整したスケジュールに基づき、各バイオシミラー原薬等の製造・納品を進めました。一方で、GBS-007（ラニビズマブバイオシミラー）については、2026年１月以降のアフリベルセプトバイオシミラー及び同バイオAG（オーソライズド・ジェネリック）の上市に伴う競合環境及び市場需要の変化、並びにラニビズマブバイオシミラーの流通在庫状況等を踏まえ、当該バイオシミラー原薬等の供給量の調整が行われました。これらの影響により、売上高は2,475,235千円（前年同中間期比24.5%減）となりました。

利益面につきましては、上述の売上高の減少に加え、円安及び製品ミックスの変化による売上原価への影響があったものの、前連結会計年度に実施した一部バイオシミラー原薬等の供給価格の適正化や製造原価低減施策の効果が継続して得られたことから、売上総利益率は前年同中間期比で改善しております。

また、研究開発費は、バイオシミラー事業における「製造体制強化、原価低減施策への継続投資」、「新規バイオシミラーの開発にかかる投資」が開発スケジュール上、主に当第３四半期以降に本格化する見込みであることか

ら前年同中間期比で減少しました。その他販売費及び一般管理費についても、事業進捗に応じた組織体制の見直しと継続的な業務効率化により、前年同中間期比で減少しております。

これらの結果、当中間連結会計期間においては、営業利益486,486千円（前年同中間期比125.9%増）、経常利益463,257千円（前年同中間期比504.2%増）と、いずれも前年同中間期比で大幅な増益となりました。

また、上述の経常利益の増加に加え、2026年９月18日に公表しました通り、投資有価証券の売却に伴う特別利益が発生したこと等により、親会社株主に帰属する中間純利益は593,868千円（前年同中間期比880.2%増）となりました。

当中間連結会計期間における各事業の進捗状況は以下の通りであります。

① バイオシミラー事業

・新規バイオシミラーの共同開発

2025年５月に、当社及び株式会社カイオム・バイオサイエンス（以下、「カイオム」）は、Mycenax Biotech Inc.（以下、「MBI」）との間で新規バイオシミラー開発に関するMaster Service Agreementを締結し、複数の新規バイオシミラーの細胞株構築を開始いたしました。また、同10月には、アルフレッサ ホールディングス株式会社（以下、「アルフレッサ ホールディングス」）、当社並びにカイオムの３社で、今後の新規バイオシミラー共同開発に関する基本合意書、及び既に細胞株構築を進めている製品の共同開発を推進するための基本契約書を締結しております。現在、複数の新規バイオシミラーについて、細胞株構築等の初期開発を順調に進めております。

・バイオ後続品国内製造施設整備支援事業

国内におけるバイオシミラーの安定供給体制実現に向け、開発から製造・供給までを一貫して担う国内初のサプライチェーン構築を目指し、2025年５月に採択された厚生労働省 医療施設等施設整備費補助金（バイオ後続品国内製造施設整備支援事業、以下、「本助成事業」）において、アルフレッサ ホールディングス、当社、カイオムの助成対象事業者３社に、本助成事業の重要関係者であるMBIを加えた４社で、バイオシミラーの原薬・製剤製造施設の建設に向けた検討を進めております。

加えて、同10月には、本助成事業における事業基盤構築の一環として、バイオシミラーを含むバイオ医薬品の開発・製造受託機関（CDMO）事業を行う合弁会社の設立について基本合意し、同11月には、４社にて合弁会社「Alfenax Biologics株式会社（アルフェナックス バイオロジクス）」の設立に関する契約を締結いたしました。さらに、2026年11月には、同社が発行する普通株式を４社が引き受ける株式引受契約を締結しております。今後、４社それぞれの知見や強みを活かしてバイオ医薬品等のCDMO事業の基盤構築を進めてまいります。

② 細胞治療事業（再生医療）

・脳性麻痺（遠隔期）治療の臨床研究

脳性麻痺を対象疾患とする細胞治療製品の開発に向けて、名古屋大学総合周産期母子医療センターとの共同研究の成果に基づき、自家（患者様自身の細胞）SQ-SHEDを用いた臨床研究を、2023年６月より名古屋大学主導の下、S-Quatreが共同で推進しており、2025年６月には最終３例目の患児様への自家SQ-SHED投与が完了しました。

本臨床研究における自家SQ-SHED投与後の安全性については、研究機関とは独立した安全性評価委員会において、2025年10月に投与後４週間まで、2026年８月に投与後52週間までの評価が行われ、いずれも安全性に問題なしとの評価が得られました。

さらに、2025年11月には、各症例の投与後12週間までの中間解析の結果が、そして2026年11月には、各症例の投与後52週間までの安全性及び探索的な有効性に関する最終解析結果をまとめた論文が査読前のプレプリントとして名古屋大学より投稿・公開されました。本最終解析では、全３症例において引き続き安全性・忍容性が確認されたほか、運動機能の改善傾向が１年間にわたり維持されたことが報告されております。加えて、発達に関する指標や脳画像の解析においても前向きな変化が報告されており、SQ-SHEDによる治療の可能性を示す知見が得られています。

これら臨床研究の進展に加え、基礎研究の面では、2026年１月に名古屋大学との共同研究論文が国際的トップ学術誌に掲載され、脳性麻痺モデル動物におけるSQ-SHEDの有効性及び作用機序が一部明らかにされるなど、本臨床研究を支持する基礎的知見が得られております。

・小児脳性麻痺を対象とした国内治験申請に向けた進捗

脳性麻痺を対象疾患とした細胞治療製品の開発を目指す同種（他家）SQ-SHED（当社開発コード：GCT-103）については、持田製薬株式会社（以下、「持田製薬」）と2025年３月に締結した小児脳性麻痺等を対象とした共同事業化契約に基づき、持田製薬が治験の実施等を、S-Quatreが治験製品の製造等を主な役割としております。現在、治験製品製造については試製造を経て、医薬品の品質と安全性を確保するための国際的な製造基準（GMP）に則した本製造の準備を進める等、国内での治験開始に向けて準備を進めております。

・SQ-SHED大量製造プロセス開発

商用製造を見据え、世界的な培養機器メーカーである米国のCorning Life Sciencesの協力の下、SQ-SHEDの特性に最適化された独自の培養技術を開発いたしました。この培養技術は、培地を還流させる多層構造により、細胞に対して低ストレスかつ均一な環境での大面積培養を可能にし、従来の多層フラスコで培養した細胞との同等性を保ちながら、大量製造とコスト低減を目指しています。

さらに現在、後期臨床試験及び商用製造に向けた製造プロセス確立を目的に、CDMO事業を展開するニプロ株式会社との共同開発契約に基づき、開発を順調に進めております。

・脳性麻痺の海外における臨床開発の進捗

当社グループは、主に米国における同種SQ-SHEDの臨床開発加速を目的として、ヘルスケア分野に特化した戦略・財務アドバイザリーサービス等をグローバルに展開するTreehill Partners, LLC（以下、「Treehill」）と、米国に新会社を共同設立することで基本合意し、2026年２月に発表いたしました。この新会社では、当社グループとTreehillがそれぞれの強みを活かして、SQ-SHEDの米国での臨床開発を推進します。

海外治験に向けては、2025年10月に米国FDA（食品医薬品局）とPre-IND Meeting（治験計画事前相談）を実施し、脳性麻痺を対象とした同種SQ-SHEDの企業治験計画について合意と助言を取得しております。

現在、これらの合意と助言に基づき、今後の治験許可申請（IND申請）に向けた準備をTreehillと共に推進しております。

・腸管神経節細胞僅少症の臨床研究

腸管神経節細胞僅少症を対象疾患とする細胞治療製品の開発に向けては、日本医療研究開発機構（AMED）の「令和８年度 成育疾患克服等総合研究事業」に当社を研究開発分担者として九州大学が応募し、2026年３月に採択されました。本研究では、腸管神経節細胞僅少症の患者様に対し、自家（患者様自身の細胞）SQ-SHEDを投与し、その安全性及び有効性を検討します。S-Quatreは本研究において、SHEDの製造及び品質管理を担うとともに、これまでに蓄積してきた細胞製造及び臨床開発に関連する知見を提供します。

・今後の研究開発活動方針

当社は、2026年３月に細胞治療事業における研究開発体制の再編を決定し、脳性麻痺を細胞治療事業における最重要適応症として再定義するとともに、当該適応症への経営資源の集中を進めております。これに伴い、東京ラボは2026年６月末に札幌研究所へ統合され、研究開発機能の集約及び効率化を図りました。なお、これまで東京ラボにおいて蓄積した次世代型SHED等の技術的知見や研究成果は、今後の研究開発や事業展開において有効活用してまいります。

さらに、本研究開発体制の再編に伴い、経営戦略と研究開発戦略の連動強化、及び今後の臨床開発フェーズを見据えた研究開発機能の一体運営を目的とした組織体制の変更を実施し、細胞治療事業における最重要適応症である脳性麻痺に対する細胞治療薬の臨床開発体制の最適化を継続して進めてまいります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、3,441,643千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は22,429千円（前年同中間期は1,447,555千円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益719,224千円の計上があったものの、未払金の減少272,720千円　、前渡金の増加273,329千円、棚卸資産の増加196,938千円、売上債権の増加187,027千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により増加した資金は305,165千円（前年同中間期は5,000千円の増加）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入299,448千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により減少した資金は149,974千円（前年同中間期は17,675千円の減少）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出150,000千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発活動の金額は、111,016千円であり、各パイプラインの研究開発状況については、概ね計画どおりに進捗しております。

(8) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、企業価値の最大化と株価の回復・成長の早期実現を図るため、資金調達の最適化と財務基盤の強化に継続して取り組んでおります。

バイオシミラー事業では、上市済みバイオシミラーの安定的な収支構造の維持に努める上、GBS-007及びGBS-010の需要拡大や海外製造コストの上昇に伴う製造運転資金増に対応するため、一部についてパートナー企業との支払条件見直し等を実現し、その他においても追加の交渉を継続しております。

加えて、株式市場からの資金調達についても、行使価格と株価の乖離が大きく調達が長期化していた既存の新株予約権を買入消却し、実勢株価に即した第23回及び第24回新株予約権を発行するリファイナンスを2024年12月に実施しております。その結果、第24回新株予約権は2025年４月までにすべての行使が完了しました。また、2022年７月発行の第４回無担保転換社債型新株予約権付社債についても2025年４月以降転換が大きく進んだことで、当社株式に対するオーバーハング懸念の軽減と、当社の事業成果が適切に株価に反映される環境整備に向けた需給の改善が進んでいます。

以上の通り、当社グループは財務体質の安定化に取り組む一方、バイオシミラー事業及び細胞治療事業の成長に必要な研究開発投資については継続して行う必要があります。そのための資金確保手段として、開発パートナー企業等との資本業務提携や各種助成金等の活用に加え、間接金融からの借入等、資金調達手段の多様化と最適化に2026年度も継続して取り組んでおります。また、両事業においては、研究開発活動の進捗及び事業性に応じて優先順位を機動的に見直すとともに、早期のパートナリング等を通じた役割分担と費用負担の調整を進めることにより、メリハリのある研究開発投資の実行とリスクの低減に取り組み、将来の成長性を毀損することなく、「安定と成長の両立」の実現に向けたバランスの取れた財務基盤の確立を目指します。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	50,604,188	50,614,388	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	50,604,188	50,614,388	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年８月７日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社監査役　３名
新株予約権の数（個）　※	213
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　21,300（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2029年８月26日　至　2031年８月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月25日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は１円とする。

３．(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

４．(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、(注)１に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)３に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件
(注)４に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。また新株予約権者が権利行使をする前に、(注)４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日		2026年８月７日
付与対象者の区分及び人数		当社の使用人　27名
新株予約権の数（個）	※	947
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	※	普通株式　94,700（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	※	（注）２
新株予約権の行使期間	※	自　2028年８月26日　至　2030年８月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	※	（注）３
新株予約権の行使の条件	※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※	（注）６

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月25日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は１円とする。

３．(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

４．(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、(注)１に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)３に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件
(注)４に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。また新株予約権者が権利行使をする前に、(注)４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年９月30日（注）	980,769	50,604,188	66,721	258,237	66,721	208,237

（注）１．転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使および新株予約権の行使による増加であります。
２．2026年10月１日から2026年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ632千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ノーリツ鋼機株式会社	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	9,466,432	18.70
江平　文茂	東京都荒川区	2,009,200	3.97
楽天証券株式会社共有口	東京都港区青山二丁目６番21号	1,116,700	2.20
NANOホールディングス株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号	1,000,000	1.97
小林　達雄	千葉県木更津市	872,500	1.72
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目１番９号	555,200	1.09
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	494,300	0.97
野村信託銀行株式会社（信託口2052241）	東京都千代田区大手町二丁目２番２号	471,000	0.93
北島　義彦	東京都港区	445,000	0.87
津田　謹誠	石川県金沢市	436,800	0.86
計	―	16,867,132	33.33

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　50,590,900	505,909	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式　13,288	―	―
発行済株式総数	50,604,188	―	―
総株主の議決権	―	505,909	―

（注）「単元未満株式」の欄には、自己株式144株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	-	-	-	-
計	―	-	-	-	-

（注）当社は、単元未満の自己株式を144株所有しております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、南青山監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,294,916	3,441,643
売掛金	731,132	918,159
仕掛品	363,560	560,499
前渡金	1,114,493	1,387,823
未収消費税等	68,108	20,079
未収還付法人税等	73,170	-
その他	194,951	57,736
流動資産合計	5,840,335	6,385,942
固定資産		
有形固定資産	17,619	17,617
無形固定資産	647	589
投資その他の資産		
投資有価証券	212,333	5,425
その他	17,461	12,954
投資その他の資産合計	229,794	18,379
固定資産合計	248,061	36,585
資産合計	6,088,396	6,422,528
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	319,694
未払金	509,315	236,594
１年内返済予定の長期借入金	362,500	487,500
未払法人税等	3,783	140,381
未払消費税等	141,923	-
契約負債	1,113,831	1,111,000
その他	18,354	16,903
流動負債合計	2,149,707	2,312,074
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	125,000	-
長期借入金	2,062,500	1,787,500
繰延税金負債	39,527	-
退職給付に係る負債	57,744	43,848
固定負債合計	2,284,771	1,831,348
負債合計	4,434,479	4,143,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	191,516	258,237
資本剰余金	2,566,539	2,633,260
利益剰余金	△1,241,227	△647,359
自己株式	△73	△82
株主資本合計	1,516,753	2,244,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	89,648	-
その他の包括利益累計額合計	89,648	-
新株予約権	47,514	35,049
純資産合計	1,653,916	2,279,106
負債純資産合計	6,088,396	6,422,528

(2)【中間連結損益及び包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	3,276,217	2,475,235
売上原価	2,283,465	1,529,991
売上総利益	992,751	945,243
販売費及び一般管理費		
研究開発費	388,361	111,016
その他	389,052	347,741
販売費及び一般管理費合計	777,414	458,757
営業利益	215,337	486,486
営業外収益		
受取利息	2,533	4,496
資材売却収入	1,550	400
為替差益	225	14,166
雑収入	533	3,597
営業外収益合計	4,841	22,660
営業外費用		
支払利息	16,758	45,414
社債利息	1,029	241
棚卸資産廃棄損	125,268	-
雑損失	455	233
営業外費用合計	143,511	45,889
経常利益	76,667	463,257
特別利益		
固定資産売却益	-	636
投資有価証券売却益	-	221,717
新株予約権戻入益	10,608	14,179
賃貸借契約解約損戻入益	-	18,819
資産除去債務戻入益	-	614
特別利益合計	10,608	255,966
税金等調整前中間純利益	87,276	719,224
法人税、住民税及び事業税	26,692	125,356
法人税等合計	26,692	125,356
中間純利益	60,583	593,868
（内訳）		
親会社株主に帰属する中間純利益	60,583	593,868
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29,880	△89,648
その他の包括利益合計	29,880	△89,648
中間包括利益	90,464	504,219
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	90,464	504,219

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	87,276	719,224
減価償却費	124	60
投資有価証券売却損益（△は益）	-	△221,717
受取利息	△2,533	△4,496
棚卸資産廃棄損	125,268	-
支払利息	16,758	45,414
社債利息	1,029	241
売上債権の増減額（△は増加）	△393,156	△187,027
棚卸資産の増減額（△は増加）	29,879	△196,938
前渡金の増減額（△は増加）	△4,186	△273,329
仕入債務の増減額（△は減少）	△87,589	319,694
未払金の増減額（△は減少）	△110,115	△272,720
契約負債の増減額（△は減少）	△990,000	△2,831
その他	△24,589	25,607
小計	△1,351,833	△48,818
利息の受取額	2,533	4,496
利息の支払額	△10,872	△45,358
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△87,382	67,252
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,447,555	△22,429
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	636
投資有価証券の売却による収入	-	299,448
敷金の回収による収入	5,000	5,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,000	305,165
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△328,520	△150,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	310,844	33
自己株式の取得による支出	-	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,675	△149,974
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,298	13,965
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,453,932	146,726
現金及び現金同等物の期首残高	2,995,435	3,294,916
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1,※2 1,541,503	※1,※2 3,441,643

【注記事項】

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	1,541,503千円	3,441,643千円
現金及び現金同等物	1,541,503	3,441,643

※２　重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本金増加額	187,500千円	62,500千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	187,500	62,500
転換社債型新株予約権付社債の転換による転換社債型新株予約権付社債減少額	375,000	125,000

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、2025年６月27日開催の第25回定時株主総会における無償減資の決議に基づき、2025年８月１日付で減資の効力が発生しております。この無償減資により、資本金が2,486,206千円、資本準備金が11,841,807千円それぞれ減少し、減少した額の全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、増加したその他資本剰余金のうち11,902,990千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。また、第４回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回、第13回、第14回、第17回及び第24回新株予約権の権利行使がありました。その結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ353,614千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が184,986千円、資本剰余金が2,560,010千円となっております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、第４回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回、第16回、第17回及び第20回新株予約権の権利行使がありました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ66,721千円増加し、当中間連結会計期間末において、資本金が258,237千円、資本剰余金が2,633,260千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品開発事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
製品売上高	3,168,842	2,351,894
知的財産等収益	107,374	123,340
顧客との契約から生じる収益	3,276,217	2,475,235
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	3,276,217	2,475,235

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
（１）１株当たり中間純利益	1.26円	11.88円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	60,583	593,868
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	60,583	593,868
普通株式の期中平均株式数（株）	47,994,559	50,002,787
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益	1.23円	11.70円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	60,583	593,868
普通株式増加数（株）	1,372,179	742,734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第４回新株予約権については、2025年７月31日をもって権利行使期間満了により失効しております。	第５回新株予約権については、2026年６月30日、第13回新株予約権については2026年９月29日をもって権利行使期間満了により失効しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

キッズウェル・バイオ株式会社
　取締役会　御中

南青山監査法人
東京都港区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　桂川　修一

代表社員
業務執行社員　公認会計士　高口　洋士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッズウェル・バイオ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッズウェル・バイオ株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。